

令和2年度 第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日時 令和3年2月5日（金）午後2時

場所 県庁舎 11階 第二会議室

出席委員

小 貫 勅 子 委員 東北大学キャンパスデザイン室 キャンパスデザイナー
◎玉 山 直 美 委員 弁護士
富 田 真 委員 東北学院大学法学部 教授
内 藤 千香子 委員 弁護士
山 本 琴 枝 委員 仙台商工会議所 常任委員
○吉 田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

（◎は委員長，○は副委員長）

（京谷孝史委員，小林正明委員，高橋雄一郎委員，水野由貴委員は欠席）

1 開会

2 あいさつ

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

（1）発注工事等の抽出事案の審議について

①雄勝道路改良工事（2工区その2）

抽出事案担当委員の選定理由説明

○山本委員

本工事は予定価格が高額にもかかわらず、随意契約となった理由、何か特別な事情があったのか御説明いただきたいと思います。一般競争入札、或いは指名入札の段階を踏まえての随意契約となったのかも伺いたいです。入札参加業者数が1者であり、落札率が100%であったことから、かなり難しい工事だったのかも御説明いただきたいと思います。

質疑事項として、入札参加者数が1者なのは何故か、随意契約とした理由、落札率が100%を非常に高い理由、段階を経ての随意契約だったのか、1億円を超える他の随意契約工事（117番）でも随意契約となった理由は110番と同様なのか、本工事とは関係ないが、指名競争入札において、指名業者が20～30者と多いのにもかかわらず、入札参加者が1者から3者前後が多いのは何故か、お伺いしたいと思います。

○東部土木事務所

（抽出事案説明書に基づき説明：略）

○山本委員

ご回答の書面からも、今のご説明からかなり難しい工事であったということは

本当十分に理解できました。私もこの場所辺りはよく通ってたんですけども、この道の他に道がないっていうのもよく理解しております。ありがとうございます。

○富田委員

最後にですね図面の 19 ページと 20 ページのところ、ステップごとにそれぞれ図面をつけられてるということだったんですけども、例えばその 19 ページの右の方のステップ 1 から 2 枚目の 20 ページのステップ 7 に入るところまで、これだけ見るとまず図面を書いているのはわかるんですけども、どのような形で説明されるためにこういうふうなステップごとに分けて書かれたのか、そのことについてもし簡単でも説明いただければというふうに思います。

○東部土木事務所

はい。それではご説明させていただきたいと思います。先ほどからお話させていただいているとおり、当該工事は真ん中に示してあります防潮堤の工事が先行して発注されているところでございます。ここにつきましては国道 398 号の現道の上に盛土をして防潮堤を作るような形になってございます。ということで、さらにこの防潮堤を作るために今の現道を新しい道路に振りかえなくてはいけないというような形になってございますので、その仕事の中での段階をお示しした方が、かなり手間もかかって、難易度が高いということをご理解いただけないかなということでもつけさせていただいてございました。まず現道を先ほど山本委員おっしゃったように代替する道路がないものですから、この 398 号の交通を確保しながら、この仕事をしなくてはいけないということを見ると、まず新しい道路を通れるようにしなくてはいけないということが 1 つと、ステップ 1 の図面でいきますと左側の方も、用地を買えなかったということがございまして、協力いただけなかったのがあったので、接続道路の追加というような形で工事用道路みたいな形で、現道に取りつくような道路を新たに作って、これを現道の振り替えができるように考えながら、進めなくてはいけないという判断をこの当時させてもらったということです。ということで、新しい現道を今の新しい道路に振り替えるのが、かなり難しい仕事になっていたというのが正直なところでございます。

○吉田委員

道路の振り替えの工事、それから堤防の工事、そしてこの工事というのがあったんですけど、この工事をしなければ当然道として役に立たないので必要性は理解するんですが、だったらその道路の付け替え工事と一緒に発注してしまうということは、堤防と道路をやっている所を横切らなきゃいけないからできないということであれば、一体的な発注をすることによって、かえってこの規模の経済メリットで、その 100 工事するのと 101 工事するんだったらほとんど 1 増やすのはまた一から人手配してということではなくてできるので、構想段階からここはもう一体的にやらないとできないよねということにはなかったのかっていうことですね。あと、117 番の話も出てくるんですけど、緊急性ということとは違うということだったので、そういう視点ができなかったのかどうかというのを、お伺いしたいと思います。

○東部土木事務所

実は先ほど起点が図面の左側になりますかね。この図面の左側の工区の方で、もともとはその取り付けは後から考えたような形になってるんですけど、左の工区で用地買収を進めて、左側の方から工事を進めながらということを考えてたんです

が、そちらの方の用地の協力がちょっと得られなかったということもあるのが一つ。あとは防潮堤については地方振興事務所の方でも防潮堤の工事を進めなくちゃいけないということもあったので、まずその防潮堤でやれるところを先に出させてもらったというのが一つあるんですね。で、吉田委員がお話あった所、右側の方も用地がまだ買えてないです。この防潮堤を発注しようと思った時には、まず用地が協力いただけてないところがございましたので、まず、防潮堤のところ、影響のないところでやれるところを先に発注させていただいたというのが事実でございます。

○吉田委員

私の理解だと防潮堤工事の青で書いてあるところは、防潮堤を作るだけじゃなくて、当然道路の付け替えとか新しい道路を敷設する工事も一体化しているということですか。

○東部土木事務所

はい、そうですね。この段階ではこの部分だけが工事として着手してるところにはなってるんですけど、青いところの矢印が搬入路として盛りながら上の道路に入っていくというふうな形をとってました。ということで今お話あるように、防潮堤と上の道路が一体的にやっていたらやっぱりいけなかったという話ですね。

○吉田委員

実際には二つは別の工事だったんですか。

○東部土木事務所

一緒です。

○吉田委員

一緒ですか。

○東部土木事務所

それは一緒に発注させていただいてます。

○吉田委員

青の部分と赤の部分が結果としては二つの契約になったと。

○東部土木事務所

そういうことでございます。

○会計管理者

先生おっしゃったように、本来であれば一体で発注できればよかったのですが復興財源は今年度までの着工分でしか使えないものでして、今、所長からご説明申し上げたのは、両サイドの用地が決まるまで待っているとそこから発注したのでは当時は間に合わないというのがありまして、おそらく分割してできるところをまず発注して残った所は用地の調整が終わってから発注するということではないかなと思います。

○東部土木事務所

はい。そうですね。今管理者からお話あったように用地が決まったのが元年かな。元年に何とか相続の関係ですっとその手続きを踏まえて何とか元年度に一応終わったんですが、2年度までに工事を完了させるというのが当初の目的だったものですから、まずやれるところを先に施工させていただいた。それは道路は土木事務所で防潮堤は振興事務所の役割だったんですが、一体的にやったほうが効率的にはなるし、お互いに調整も一者でやったほうが良くなるだろうということもございまして、本来だったら、土木事務所と振興事務所で別々の工事をやる予定なんですけど、土木事務所の方から振興事務所の方にお金を預けてというか、委託して一体となって進めてもらったということでございます。結果的には今ご指摘あった工事の工区につきましては用地が決まらなかったということで、後から発注させていただいたような形になりました。

○吉田委員

結果として二つの工事になったんですけど、二つ目の工事は一つ目の工事と同じ人がやっていて、物理的にも深い関わりのある工事であるということであれば、やはり2回目だけが独立して100%になっちゃうというところに目をつけたわけですけども、自分で自分を邪魔するわけではないので、オーバーラップして結局やったわけですよ。オーバーラップしてるからこそ同一事業者でなければならないという、向こう側の説明なので鵜呑みにするのは注意しなきゃいけないかもしれないけども、だとすると、もう少し安くできなかったものなのかっていうのはちょっと残念に思うところであります。

○東部土木事務所

あとは防潮堤の工事を先行してかなり難しい仕事だったというのが、分かったっというところがあるのかなというふうに思ってます。請負業者の方ですね。そういったところも考え、この工区の難しさも加味したので、たまたま今おっしゃっている100%というような形になったのかなというふうにもちょっと考えられてるのかなというふうに感じてます。

○小貫委員

1点だけ、4ページの方に3回目の落札決定に至ったというふうに書いてありまして、ちょっとその辺がもともといろいろ難しいという中で、請負った会社としてもこれくらいの額だということところが、結局県の想定金額に合わなかったということで3回繰り返しになってるかと思うんですけども、実際どれくらいの差が一番最初とあったのか、分かれば教えていただきたいです。

○東部土木事務所

8ページでもちょっと分かると思いますが、予定価格が4億913万9000円に対して、1回目の応札が4億1200万ということで約300万ほどの差です。

○小貫委員

300万をどう考えるかっていうところはあるかとは思いますが、先ほど吉田委員からもあったように、何か一括発注ができれば会社としてももう少し効率的な計画ができたというあたりで、その辺が1回目でなかなかこの300万減らすっていう形で出してきた辺りにもあるのかなというところもあるので、今後少し効率的な発注の仕方っていうのを、今回いろいろ土地買収ですとか、条件が難しかったというところはお話わかりますので今後の効率的な発注というところをできるだけ

行うようにお願いいたします。

○東部土木事務所

はい。ありがとうございます。我々も今吉田委員からもお話があるようにやっぱり一括でもしやれるんだったら、それが一番よろしいのかなというふうには思っています。当然のことながら安くが全てではないのかもしれないんですけど、できるだけ安くっていうのは当然あるべき形かなというふうに思っています。ただ先ほど今回の工区のように用地が決まらなくて、結果的にそこに手をつけられないっていうことになると、施工業者さんをそこで仕事止めなくちゃいけないということになりますから、その中止してしまうと、その分の経費っていうのもできるだけかけないように我々円滑に進めていくのも大事なのかなというふうに考えてますので、今お話いただいたことについては、今後の工事でも生かしながら進めていきたいと思いません。ありがとうございます。

○内藤委員

すごく基本的なことで申し訳ないんですけども、業者を指定しての随意契約、適用される工事の基準っていうんでしょうか。どういうものだったかちょっと確認したかったのと、本工事についてはそれのうちのどの区分に該当するのかをちょっと教えていただければと思います。

○契約課

随意契約につきましては、根拠法令、こちらが地方自治法の施行令の 167 条の 2 第 1 項で規定されているものがございまして、その中の第 6 号に競争入札に付することが不利と認められるときというものがございます。さらにその中でも 2 という項目の中で、工事施工中に同一箇所、または同一場所に近接する工事で、他の新たな工事を施工する必要がある場合というところがございまして、これが根拠法令としてございます。

○東部土木事務所

はい。今、すいません基準と言われたので施工業者の選定の基準かとちょっと勘違いしました。今契約課の方から言われてるように、地方自治法の施行令の 167 条の 2 の第 1 項で今お話あった 6 号にも該当しましたので、あとは現場をよく分かっているっていうことで、2 号にも我々は該当したかなというふうに思ってこの業者を選定させていただいてるところでございます。

○気仙沼土木事務所

気仙沼土木事務所の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。それでは、質疑事項の 5 番、1 億円を超える他の随意契約工事でも随意契約となった理由は 110 番と同様なのかという内容について、まずこちらの工事内容について説明を申し上げます。資料の方はお手元の 6 ページ。それからあと追加でお配りしております 21 ページの平面図、右側に資料 1-1 追加配布資料というふうに記載のあるものをご覧ください。

当該工事は、平成 31 年 4 月に開通いたしました、大島大橋と気仙沼市内とを結ぶ県道大島浪板線の道路改良工事と合わせて行った法面の対策工事ということになります。当該区間におきましては、今回の随意契約案件の前に先行して 2 件の道路改良工事を発注施工しておりました。平面図中の緑色の旗揚げ、左側の緑色の旗揚げの「H29 地道改復興 2-A03 号 浪板道路改良工事その 3」。東北リアライズの施工と、それから青色の旗揚げ、右側の方になりますけれども、「H29 地道改復興 2-A04

号 浪板道路改良工事その 4」となります。どちらも道路改良工事なんですけれども、その 4 工事のちょうど図面の真ん中の下の方になります。緑色とピンク色が上下に分かれて着色しているところなんですけれども、こちらの部分の地山の掘削工事を請負業者である小野良組が施工していたところ、施工断面図、ちょっとスクリーンの方をご覧くださいなんですけれども、図中の 5 段目、それから 5 段目から 3 段目まで、この図面で書いている青色の部分です。こちらの部分を切土した段階で法面崩壊が発生したということです。原因につきましては、こちらの地層が粘板岩、砂岩、石灰岩が見られた状態で堆積した地層となっておりまして、掘削に伴いまして土砂化した強風化岩盤が、徐々に緩みまして、斜面が変形したというふうなメカニズムというふうに考えております。崩壊した法面を早急に対策しなければ、被害が拡大する恐れがあったために、法面对策工の専門的知識を有し、当該工事に隣接して、その 3 工事を実施していました東北リアライズの工事に増額変更で対応するということになりました。その後、崩壊箇所の地盤調査解析を行いまして、当初法面の施工につきましては、植生基材吹付による施工で考えていたものを、こちらの図面であるんですけれども、法枠工と受圧板とグラウンドアンカー、こちらの図面の土の方に直角方向に入っているのがグラウンドアンカーですので、法面のラインに沿って受圧板というものが設置されているということになります。このような対策に変更して工事を行いまして、上の方がそういった対策で安定したということを確認した後に、この図面上の緑色の部分、こちらの部分を切土していったというふうなことになります。その切土していったところ、さらにその切土した 2 段目 1 段目、ここで言いますとこの緑の部分から赤の部分にかかる部分。この法面が再度崩壊が発生してしまったというふうな事象になってございます。こちらの原因としては、土質自体は岩盤ではありませんでしたが、岩質がかなり脆弱であったということと、雨による浸透水が岩盤の強度を低下させたことが崩壊の原因というふうに考えられたものです。1 回目の崩壊につきましては、その 3 工事ということで増額で対応していたんですけれども、そちらの工事がすでにそもそもの親の工事から、相当額増額変更が見込まれていたというようなこともございます。それから法面工事以外の部分につきましては、概ね工事の方も完成して部分引き渡しの見通しが立っていたというようなこともございました。また法面が不安定な状態で法面崩落等の被害拡大の恐れがあり、対策工事を緊急かつ適切に施工する必要があったことから、こちら当該工事を施工していました法面对策工の専門的知識を有している、なおかつ現場の状況にも精通している東北リアライズに対しまして、別途工事として、緊急随契により実施したというのが、こちらの 117 番の随契の案件でございます。従いまして先ほど東部土木事務所さんの方で、説明のありました施工手順、或いは一元的な管理というふうな意味で随契が必要であったというような理由に対しまして、こちらの 117 番は緊急性を求められて、かつ現場を熟知している業者と契約する必要があったということで、緊急随契となったことから、理由としてはちょっと異なるものかなというふうに考えてございます。説明につきましては以上でございます。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。その青の部分が崩落した後、この緑の部分から赤の部分に関して、また崩落が起きてしまったっていうのは、青の部分の時点で推測しているのはなかなか難しかったのでしょうか。

○気仙沼土木事務所

先ほども申しましたが、1 回目の崩落と 2 回目の崩落のメカニズムがちょっと違ったので、1 回目の崩落の段階で地質調査を改めて行って、対策の検討などもやっ

ておったんですが、やはり先ほど申しましたように降雨というような、その岩質がもろくなるっていうものが、なかなかその土質試験とか、そういったものだけでは、そこまで推察できなかったというのが実態でございます。

○山本委員

今後の、一つの知識として生かしていただければと思います。

○小貫委員

工事の過程を教えてくださいんですけども、まず、青の切土をやっている時に、法面が崩れた。それで、今回のこの東北リアライズさんに、1億円超えて発注した。で、そこが終わった段階で、緑と赤の切土をして、さらに崩壊が起こった。その時の対応っていうのは最初の水色のところが崩れた法面工事の金額の中で、緑と赤の法面崩壊に対しても対応したっていうことですか。また別に発注されているっていうことですか。

○気仙沼土木事務所

はい。最初の段階の崩壊の時に、平面図でいいますと、この緑色のその3工事。左側の工事なんですけれども、こちらの4億8000万と書いてますが、こちらのその3工事の方に増額対応で、最初の対応については、対応したと。その後、その下の切った後の対応について改めてこちらの工事とは切り離して、随意契約を締結させていただいたという流れになってます。

○小貫委員

そうすると、今回議題に上がった117番っていうのは、さっきの1個前の断面の図面でいくと、緑と赤の部分の法面对応に対して。

○気仙沼土木事務所

その通りです。

○富田委員

すいません。ちょっと確認なんですけれども、その最初の崩落の段階で、調査をして、新たな崩落とかがないかどうかっていうようなことをある程度チェックしながら、次の工事に進まれてたということだと理解してよかったですでしょうか。

○気仙沼土木事務所

はい。その通りです。

○富田委員

その段階で、当然説明を受けていたんだと思うんですけども、事前に調査をした、このリアライズさんですか、調査をしたにもかかわらず、自然現象ですから100%全部予測することは不可能だと思いますけれども、まずその自分たちの予測通りにならなかったのかというのはその辺については、説明とか受けていらっしゃるのでしょうか。

○気仙沼土木事務所

リアライズ自体でなくてリアライズ工事の中で、そういった技術解析的な業務をコンサルティング会社に委託して、その中で設計をかけてやっているっていうことで、そのコンサルティング会社の方からの報告書等はもちろんございますので、そ

ここで安全性も確保しながらの施工をやっていたんですが、先ほど言いましたように降雨に対するその予測というか、そこがやはり見込みが甘かったといいますかそこが現場の条件からするとちょっと過大にというか、崩壊の原因に繋がるような形になってしまったというのが実態としてはあるということでございます。

○富田委員

人身事故に繋がらなかったということで幸いだということなんでしょうけれども、これだけの規模の工事で事故が起きますと、そういったことも抑制されますよね。ですからそういう意味でいうともちろん慎重にやってらしたうえのことだと思うんですけども、今後やっぱりその点の調査のあり方ですか、そういったものも含めて、きちんと吟味していく必要があるのかなっていう感じがいたしました。この現場についての工事というのは、以前に1回もされてない方たちということによろしいですか。

○気仙沼土木事務所

いや、これまでも隣接している地区ではやられている業者さんではあります。

○富田委員

そういうのもやっぱり予測できなかった。

○気仙沼土木事務所

ちょっとですね、この地山の状態が実はあまり普通じゃなくて先ほどいろんな岩質が入り組んでるっていうようなことを言いましたが、昔海に入ってた地盤で、それが何か海底変動かなにかで、その岩盤が入り組んだようなものが隆起してるっていうような山なんですね。だからその、岩盤の流れとかもランダムに入っているところでちょっと検討がなかなか予測がつきづらいというような地形条件ではあったというふうな、報告書の内容にもなってます。

○富田委員

隆起の仕方なんかでも斉一ではないような感じですか。

○気仙沼土木事務所

その通りです。もちろん岩質とかも入り乱れてる状態なので、一律のものでもないというような、そういった地質ではあります。

○内藤委員

こちらの追加配布資料を見ますと、その4の工事のうちの一部を東北リアライズさんの方に追加工事を出し、さらにその5の再発注ということでやることになったと思うんですけども、その4の工事の請負者の方に対しては、工事代金は満額支払いをすることになるのでしょうか。

○気仙沼土木事務所

もちろんリアライズさんの方に工事を任せられた部分については、減額変更という処理をさせていただいて、それは請負代金の方から差し引いた形で精算はさせていただいていることになります。

○玉山委員長

今の内藤委員に関連して、この資料の読み方なんですけれども、資料の追加配布

の方のこの6ページとそれから22ページ並んでるのですが、今東北リアライズのその3、それからその5というところが、この21のところで行くと、税抜き価格とそれから税込み価格という形で、それぞれ数字合うんですけども、その4だったところのその青の小野良組がやったところが、資料の6ページの方で行くと落札価格というところまで、3億5000万円ということ載っているのですが最終的な最終契約金額ってのがここで表記にないですけども、その最終契約金額の税込価格がこの21ページの方の3億1375万6200円とこういう読み方でよろしいんでしょうか。

○気仙沼土木事務所

そのとおりです。

○玉山委員長

減額の経緯等詳細は今ご説明いただくのは難しいかもしれませんが、このようなことがあったときに、最終契約金額を決める過程をご説明いただければと思いますけれども。

○気仙沼土木事務所

今回の場合は、先ほどちょっと説明させていただきましたが、法面の対策工事をそもそもただの植生吹付というふうなことでやっておりました。今回当該工事区間でなくて、隣を施工していたリアライズさんに頼んだのは、リアライズさんが県の登録業許可でも、法面工事のS等級を持っている業者さんということなんです。小野良さんの方は逆に、法面はA等級の資格しか持ってない。要はどちらかというところ専門性をより有しているのがリアライズさんということで、そちらに頼んだというふうないきさつがあるんですけども、その際にはそういった中身を小野良さんの方にも打診をして、設計変更協議という形で、その部分を抜いて、対策工事をリアライズさんの方にお任せするというふうな流れで減額変更の協議をした上で、もちろん小野良さんの方からもその内容で構わないというふうな納得をいただいた上で、減額変更の手続きをするというふうな流れで処理をさせていただいてるということでございます。

○小貫委員

今のに関連してなんですけれども、もともと小野良組さんが受けていた、工事の内容が変わったというところもあるけれども、工期としてはもともとの工期の中で収まっているのでしょうか。

○気仙沼土木事務所

繰り越し承認工事だったので平成31年3月22日っていうのが工期であったんですけども、そこまでは間に合って完了してるということになります。

○小貫委員

法面工事があっても問題なく終わったということですか。

○気仙沼土木事務所

その法面を除いてですね。

○小貫委員

なるほど。小野良さんの工事としては終わっているけれども、法面工事としてはもう少しかかったということなんですね。

○気仙沼土木事務所

実はこの工区は先ほどちょっと触れましたけれども、大島大橋の開通が平成 31 年の 4 月だったんですが、その段階で供用できるようになっていうことで工事を進めていて、何とかって思うんですけどその法面崩壊でちょっとその部分が開通できなかったというふうな、そういったいきさつがあります。緊急工事等で対応してやったものですね。何とか 4 月の開通から、半年以上遅れてしまったんですが、12 月に無事にこの区間も開通できたというふうな流れになってございます。

○契約課

それでは、質疑事項 6 につきまして、契約課から回答させていただきます。まず、質問事項は、本工事とは関係ありませんが、指名競争入札において、指名業者が 20 者から 30 者と多いのもかかわらず、入札参加者が 1 者から 3 者前後が多いのはなぜかといったご質問でございます。これに対する回答でございますが、工事における指名競争入札を行いました 25 件につきましては、概ね一般競争入札を行いました。不調となり、さらに、地域要件を拡大してもなお不調となったことがございまして、そのために、その次として指名競争入札を行った案件でございます。昨年度の入札結果では、建設工事全体で、1 者入札率が 39.6%、入札不調率が 20.5%となっておりまして、これは技術者不足によるものと考えられております。また、現場条件が良くない、或いは金額が折り合わないなど、現場によっては敬遠されているというものが考えられております。

○山本委員

技術者不足の点なんですけれども、何か対策とかはされていらっしゃるのでしょうか。

○契約課

技術者不足への対応につきましては、震災の復興期間中もかなりございまして、そのために入札した後の前払い金というものがありますけれども、その割合を通常でしたら契約額全体の 3 割なんですけれども、それを 4 割に引き上げたりとか、それで業者さんの方へ準備する金額を、通常よりも多くしたりとか、そういった対応をしてきたりして何とか対応したいというふうにも考えております。

○狩野次長

復興事業関係で、技術者不足っていうのは顕著になりました。これの対応としましては、県としては復興 J V、地元の企業さんと全国の企業さんの J Vを使ったりとか、あと他に、現場代理人、配置技術者っていうんですがその配置技術者の 10 キロ圏内ぐらいであれば兼任していいよとか、そういったものを対応してございます。最近はずっと落ち着いてきたのかなと思いますが、昨年、東日本台風とか、そういったものがございまして、また少し不調とかが増えてきたというところでございます。

○山本委員

ありがとうございます。これからの災害がここ近年、やはり温暖化に伴ってかなり増えていると思いますけれども、この近年増えるであろうと予想されている災害に対しての技術者不足というのは、本当に取り組んでいかなければならないのかなと思います。

○狩野次長

確かに、建設技術者の方々っていうのは、今不足してございまして、建設労働者の方々、大体 55 歳以上の方が大体全体の 3 割以上いらっしゃるって、この大量退職とかされていくってことで、ますます顕著になるっていうことが見込まれております。災害につきましては、頻発化とか激甚化ってことでなっております、こういった課題もあるというふうに思っております。これらに対しましては、若い世代の方々に、入職していただくとか、あと女性の方々にさらに活躍していただきたいということで、女性が働きやすい環境、例えば現場においてはシャワーを入れるとか、快適トイレを入れるとか、そういった対応もとってございまして、あと、建設労働者の方々の処遇改善、働き方改革ですね、こういったものが重要と考えてございまして、そういった方々に活躍していただけるように、国で今特に進めているのが建設キャリアアップシステムということで、労働者の方々がどんな経験をされてきたか、どんな資格を持っているとか、どんなスキルを持っているとか、こういったことを建設事業全体として評価して、賃金がちょっと安いんですけども、それをアップするような取り組みを進めているところでございまして、県といたしましてもそれに合わせた施策を、今総合評価に取り入れるとか、そういったことをしているところです。

②仙南・仙塩広水 新猪倉水管橋外送水連絡管布設工事

抽出事案担当委員の選定理由説明

○契約課

それでは、京谷委員に代わりまして、事務局の方から抽出案件 2 のご説明をさせていただきますと思います。抽出ナンバーとしましては 366 番、発注機関名は本庁でございまして、工事名が先ほど委員長からもございました仙南・仙塩広水新猪倉水管橋外送水連絡管布設工事でございます。抽出の視点としましては、一般競争入札工事、こちらは総合評価落札方式で、標準型、施工計画型でございまして、これが 1 者応札かつ落札率が 100% の案件のうち、金額が大きなものということで抽出されてございます。質疑事項としましては、入札参加者が 1 者で 100% の入札率となった経緯、それから公正な競争原理は存在しているのかといったことを、質問いただいております。

○水道経営課

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

○小貫委員

A の 1 のところで、またのところのすぐ下の一つ目の丸で、また、水道事業事務必携に基づき、管財費に係る諸経費は 2 分の位 1 控除となるため、入札金額を下げることができなかつたっていうことをもう少し分かりやすく説明していただけますか。

○水道経営課

水道事業事務必携といたしますのが、厚生労働省の工事歩掛になるんですが、こちらに基づきますと、通常の工事であれば諸経費が 100% 計上されるところが、通常ですと労務費とか、そういう直接経費とか、材料費に諸経費がかかってくるんですが、この管財費については、この厚生労働省歩掛によると、2 分の 1 控除しなさいということになってございます。なので、通常はそういう材料費、100% かかるとこ

ろが、半分の諸経費しかしかかからないといったところで、少し予算が厳しかったんではないかという施工業者の見方でございました。

○狩野次長

例えば土木工事ですと、例えば生コン打ったりとかそういうことをするので、あとかなり人手がかかったりとか、現場の管理が大変だとか、そういうことがあって、例えば1億円の工事であると、例えば諸経費が60%とか70%で、6000万とか7000万かかるんですが、例えばパソコン買って来た場合、パソコン買って来てそこにぼっと据え付ける時ってあんまり現場管理費とかかかからない。そういう発想があって、諸経費を安くしたりするようなときがあります。例えば下水道の処理施設なんかですと、機械を買って来てそのまま据え付けたりするときは、その分の額は除いて諸経費を計算したりすることがあります。水道なんかですと、例えば管を買って来た材料費に、その分の諸経費は対象外として、諸経費を安くするっていうそういう発想があって、2分の1っていうようなことにしているのだと思います。

○小貫委員

事情はよくわかりました。ただ、これは普通に一般的にこの手の工事をするときの条件としては同じということですね。

○水道経営課

はい。標準的な歩掛かりですので、同じということになります。

○小貫委員

それが何かこう、他の例えば同じような工事であれば、こういった条件でも100%にならない場合も見受けられるわけですね。

○水道経営課

基本的には、100%計上。

○小貫委員

じゃなくて落札率、入札率が100%にならない場合も同じような、結局その歩掛自体は、すべての同じような工事で同じなんだけれども、そこで下がっている工事というのももちろんあるということでしょうか。

○水道経営課

おっしゃる通りでございます。必ず100になるということではございません。

○富田委員

大体その100%になってくるその割合ってのは全体でどれくらいあるものなんですか。

○水道経営課

企業局分に限って申しますと、前年度でいきますと落札率が99%以上となっておりますのが、約4割程度というところでございます。

○富田委員

このケースの場合は、本当にたまたまだったというような感じでしょうか。

○水道経営課

こちらのケースが 100%になっているというところは、工事が特段特殊なものかといえばそうではないので、やはり東日本台風、そういった外的要因に起因して、技術者など条件が厳しくなっていることなどで、1 者応札となっている。そういった背景があるのではないかと考えてございます。

○富田委員

もうちょっと先取りして、お聞きするような形になっちゃうかもしれないですけど、京谷先生の質問事項のところ、公正な競争原理が存在しているのかっていうことで書かれていまして、それに対するご回答が通常 3 者から 5 者の応札者があるのですけれども、これ具体的に、ここでは資料とか全くないのですけれども、これはもう間違いないのでしょうか。

○水道経営課

前年度に発注しております水管橋工事があるんですが、その水管橋工事というのが、そちらの工事でそれぞれ 3 者、5 者の応札があったということでございます。特に高度な技術が必要で 1 者になったというわけではなく、やはり他の要因があるのではないかと考えております。

○富田委員

水害に関連して、橋かどうかわかりませんが、どういう類似の工事ですか。一昨年の。震災といいますか降雨に関連するようなことで必要になっている事業が結構、平行してあったということでしょうか。

○水道経営課

令和元年の東日本台風で、特に県南の方でも、甚大な被害があったところでございまして、そういった背景の中で、当水管橋工事というのが、やはり道路の工事だったり川の工事に比べれば、相当発注本数としては少ないものですから、やはりそういった時期に慣れていない工事というよりは、慣れている工事を優先しているのではないかというのも一つ要因ではないかと考えてございます。

審議再開・委員会からの意見まとめ

○玉山委員長

委員会の意見をお伝えしたいと思います。まず抽出事案 1、これがまず 1 つが、対象になっているケースが 2 つございますので、それぞれに分けて意見を申し上げたいと思います。まず 1 つ目が令和元年度県債復道 1-26-012 号、こちらについてまず意見を申し上げたいと思います。ご説明いただきました復興財源の期限がある、それから用地買収未了の箇所があったという事情に照らしますと、入札契約の経緯について不当と認めるには至らない事案であると考えます。ただし、一方で発注の経緯につきましては、再考の余地があったのではないかと考えております。本件はあらかじめ追加工事の発注が予定されておりましたので、追加工事の価格などのことを考慮した場合、あらかじめ特約をするなど何らかの改善の余地があったのではないかとすることがありますので、今後もあらかじめ追加工事が予定されてるような場合には、何か改善の余地がないかを引き続きご検討いただきたいというのが委員会の意見となります。続きましては、抽出議案 1 の、117 番の方の工事ですね、気仙沼土木事務所からご説明いただいた工事についての意見を申し上げたいと思

ます。こちらにつきましては、先行する関連工事の一部を切り離して新たな契約をしたという経緯につきましては、地盤崩壊法面崩落の事故があったというふうにご説明いただきまして、この件自体に照らしますと、不当なものがあったと認めるには至らない事案と考えております。ただし、地盤崩壊が2度あったということで、1度目の地盤崩壊の後に、あらかじめ同様の事象が起こることを想定して、何か発注者である県においても対応できることがあったのではないかとということをご検討いただきたいと。それから、地盤の属性などにつきまして、あらかじめある情報などを踏まえて、事故災害等を防止するという観点からも発注者である県においても、ご検討いただくことはあるのではないかとというのが、委員会の意見となります。

続きまして、抽出事案2についてですけれども、水管橋工事につきましてですが、令和元年10月の台風19号で大規模災害の後であったという事情をご説明いただきまして、明らかに不当なものであったと認めるには至らない一方で、やはり大規模災害が、これまでもありましたし、今後も頻発することが想定されていく中で、その復旧工事が随意契約等で多発してる際に、競争入札が働かないというところは、避けていかなければならないであろうと。そうであれば、やはり入札者を増やすためにはどうしたらいいのかと。これは、グランドデザインとしてやはり予定価格を公表してる中で、災害で入札が少ない時にどうしても100%に近いところでの入札になってしまうということであれば、予定価格の公表或いは予定価格の設定の適切性というところで、やはり何か検討を続けていくところは大きいのではないかとというのが委員会としての意見となります。

4 報 告

(1) 建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

資料に基づき事務局から説明（略）

○小貫委員

何点が質問とご意見です。1つ目が資料の一番最初の地理的条件で建設工事における改正の話ですけれども、これはこのA3版の右側を見ると、地理的条件の評価基準の変更ということで、令和3年の4月の改正のところ、左側の表では2.0点になっていて、チャレンジ型は3.5点にするというのは、これはチャレンジ型だからここが3.5点になっているという読み方でよろしいですか。

○契約課

はい。こちらはチャレンジ型の方につきまして、評価点を上げるという考えをしております、こちらは3.5点にするというものでございます。

○小貫委員

分かりました。それからこれは意見なんですけれども、このチャレンジ型の導入というところで、令和3年度は各土木事務所1件程度の試行とするということなんですけれども、土木事務所って何ヶ所あったのでしょうか。

○契約課

県内には7ヶ所ございまして、それぞれにつきまして、1件程度ずつということなんです。

○小貫委員

最大でやっても7件という形になると、ちょっと何か実証実験的な取り組みとしても、ちょっと事例として少ないかなという感じがします。最低でも10件程度やって、やった結果を伝播して、次の改正みたいなことに生かすにはちょっと1件だと少ないのかなという感じがします。これが2点目。それから3点目なんですけれども、もう一つの建設関連業務の方なんですけれども気になるのは地理的条件、これは多分建設関連業務ということでひとくくりになっているから、ちょっと違和感があるのかなと思うんですけれども、例えば、私が関連する建築の設計事務所なんていうところは、なかなか本社本店が県内にある事務所っていうのは少ないと思うんですね。本当にこの2.0点を県内の事業者に与えることで、どういったメリットがあるのかというところで、デザインの質ですとか、設計の質というところに、逆に働かないかなというところがちょっと懸念としてあります。もう少し参加者数を増やすという意味では、この本社本店の所在年数という2点は、足かせにならないのかなというところは、懸念として気になります。もう少し、もちろん、設計の内容にもよるかとは思いますが、今、県が抱えている県民会館の建て替えだとか、目玉となるようなところにおいてはやはりデザインの優れているところを採用するというところが主眼にあるかと思しますので、本当にこの本社本店の所在年数2点というのを単純に追加していいのかというところに、疑問を感じていました。

○狩野次長

ご意見ありがとうございます。例えば、今県民会館の話が出たんですけれども、例えば県民会館とか、そういった目玉になるような大規模物件の例えばデザインとか、そういったものについては、技術的難度が非常に高いということでございますので、総合評価ではなくて、例えばプロポーザル方式とか、そういったまた別な発注方式をいろいろ考えていきたいというふうに思っております。これについて、今回建設関連業務って言うてるのは、通常に例えば道路の設計とか、橋の設計とか、通常業務で頻繁に行われるようなこういったものについては、できれば県としては、県内の企業にやっぱり育てていただいてやっていただきたい。地域に根差した企業に育ててもらいたいという思いがあって、少し地域の方々に取りやすいようにちょっと配点してるというところがございます。物によっては、配点を変えたりとか、そういった取り組みもあるというふうに思っております。

○小貫委員

ちょっと多分、道路の設計とかっていうものと、建築の設計というものと、かなり違うと思うんですよね。機能を満たす設計と、それ以上のものを求める設計というところで、本当に同じ標準型というものが採用されていいのかどうかというところは、もう少しご検討いただければと思います。

○富田委員

すいません。資料の2、ページ番号1の評価項目の改正について、一番下のところの施工計画のところ、点数配分が従来の15点から25点に変更になるということなんですけれども、そこで書かれている1000文字5つの視点っていうようなことで文章として書かれてるんですけれども、おそらくこれも現在、令和2年の4月の改正で、実際にこれを使われてるんだと思うので、もうちょっと細かな基準に分かれながら、評価をしていくっていう観点になってるんだと思うんですけれども、その辺のところは変更なり、或いはその点数配分がどういうふうになっていくのかっていうことは、それぞれの評価項目とリンクするような形で、変わるような形ってい

うものが予定されてるのでしょうか。

○会計管理者

ちょっと私から概略的なお話させていただいた後、詳細補足が多分あると思います。補足させますが、総合評価落札方式なんですけれども、実は幾つかの形がございまして、ご承知かもしれませんが金額ですとか、工種に応じて適用するので、その中で通常の施工計画型自体はその真ん中にありますように、施工計画の配点は変えてございまして、これまで通りの細目になってるということです。チャレンジ型はいわゆる趣旨に照らして、施工計画の配点を多くしてますので、そこの内部の配点というのは、どういう設計かっていうのは、どなたか説明できますか。

○狩野次長

すいません。例えば施工の手順ということで、15点満点とかになっているんですが、5つの視点がございまして、例えば、いろんな関係機関との調整がきちんとされる予定であるかとか、現場に起こりうるリスクをちゃんと把握しているかとか、そのリスクを踏まえた上での施工計画を立てているかとか、ちょっと5つほどございまして、その視点ごとに、満点があつてそれが大体3点ぐらいずつとかっていうふうになってございまして、ここで該当するような記載があれば満点で、例えば2ヶ所以上加点できるような記載があれば点数を与えるとか、そういったことで、今評価しているところでございます。今回のチャレンジ型については、そういったものについて、より評価の仕方は同じなんですけれども、重みを置いたというところでございます。

○富田委員

チャレンジ型の場合に、従来のものと分けて、従来は15点なのを25点に上げてるっていうのは趣旨としては、いいと思います。

○狩野次長

チャレンジ型については、もともと県の工事を受注できていなかった、例えば持ち点が少ないとかですね、実績が少ないとか、そういったことの皆様方に対して、実績を積んでいただきたいということで、実際ハイリスク技術者の方々が、いい提案をしていただいて、現場をよく見てやっていただく、いい提案としていただければ、そこの方に重きを置きたい、技術力に重きを置きたいということでこの施工計画のところを重くしたということなんです。

○富田委員

むしろ、技術力を評価するための項目だということですか。ちょっと逆に僕は理解してたものですから。

○狩野次長

あと評価の視点なんですけど5つということで、例えば品質管理の頻度とかついでいいまして、例えば品質管理の頻度、資材性状をちゃんと考慮しているか、現場条件を考慮しているか、管理確認方法が適切か、工夫が見られるかっていう、5つの視点ですることにしてございます。

○小貫委員

先ほど言い忘れましたけれども、8ページのところですけれども、10番目の廃止になっている契約締結後における単価適用月の変更という項目があるかと思えます

けれども、廃止となっているんですけれども、大規模災害パッケージに移行するような考え方というのはないんでしょうか。おそらく同じようなことがもし起こってしまった場合にも起こり得る話だと思うので、パッケージ化しておく、簡単に運用ができるのではないかというふうに判断するんですけれども、その辺はどういった判断で今のところ廃止ということになっているのか教えていただけますか。

○事業管理課

これについては単価が災害時に急激に上がったり下がったりと、単価が上がった場合には請負者さんの方が、その分契約を増額してその分増額変更すると、その逆も最近起きてまして、単価が下がる資材ですね、下がってる現状ですと、今の請負額が減額になることが多々最近ございます。そういったことが発生しているものから、今回廃止ということにしたいと思ってました。パッケージ化に入れてもいいんですけれども、これはこの制度っていうのは県の資材単価っていうのは県の方で調査して県で決めておりますので、やろうと思えばいつでもできる制度になってございます。なので、あえてパッケージ化しなくても、大規模災害以外でも、随時そういった資材の高騰等があればできるという判断がございますので、あえてパッケージ化はしていませんでした。

(2) 建設工事等の入札執行状況等について

(3) 前回の委員会での要望事項への対応状況について

資料に基づき事務局から説明（略）

○吉田委員

我々の委員会の前回までの要望事項に対してレスポンスいただきましてありがとうございました。これを踏まえてまた、私どもも先ほど議論した中で、要望事項がありますので、お話をさせていただきたいと思います。東日本大震災後 10 年が経ちまして、先ほどもお話が出ました復興財源の制約もきつくなってくると思います。その一方で、自然災害が多発したり、高齢化したり、県内の過疎化への対応とかですね。県内に良質なインフラをこれから供給し続けていかなければならないということもまた迫ってきている課題だと思うんですね。そうすると、結局より少ない財源でいかに多くの社会資本を作っていくかということが、これからまた 10 年、もしかしたらまた次震災が来るかもしれないんですけど、それがとても大事なことになると思うんです。現状の契約システムの枠内で、不断の改正をしていただいて今日もたくさん提案をいただいて、調整を図っていくということは、それはいいと思うんですけども、大きな枠組みがやっぱり変えられない中で、契約のなんていうか、現場のところだけは項目をどんどん増やしていくというのも、業者の人も書類を作るの大変でしょうし、またそうやって一生懸命県の方が努力して契約を成立させても、何で 1 件 100%なんですかってまた質問が来ると言うのも、大変ご準備にも時間がかかると思うわけです。こういう状況では、この変わっていく環境への対応っていうのが、やはり不十分になっていくというふうに心配いたします。ここでやっぱりこういう外部環境の大きな変化に対応して、根本的に契約システムのデザインをちょっと見直したり、考え直したりする機会があったほうがいいのではないかと思います。具体的には、予定価格の公開というのが、どういう効果をおよぼしているのかとかですね。或いは非常に安い価格で入札してきた業者の入札をどういうふうに扱っていったらいいのか。今はあるルールで、除外したりしているんですけれども、先ほど言いましたより安くより多くってということになると、一概にこう除外してしまうのも、見直す必要があるのではないかと、或いは今日出た話では例えば追

加工事等の契約テクニックを、もう少し考えていったらどうだろうか。何といても、その入札者数の少なさがいろいろ議論を呼ぶところになると思いますので、京谷先生のお言葉を借りると、適正な競争原理をいかに確保していくかということが必要になると思います。今日のご提案の中でもいろいろ、中小の施工業者、チャンスを与えるような道を開けているというふうにお見受けしたので、入札者数がこれによって増えていくことを期待しておりますが、全体として公共工事の契約の進化を、これから外部環境に対応して検討していくということが必要になると思いますので、ニューノーマルになっていくような、宮城県方式を見てみたいと他の都道府県に思わせるような、新しい近代的な外部環境に対応した契約システムも一緒に考えていくことが必要であるというふうに感じておりますので、是非ともその点をご考慮いただいて、よりよいシステムへの第一歩を踏み出していただきたいというふうに感じましたので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

○会計管理者

非常に大きな課題、確かに我々背負っていると思います。コロナの延長じゃないところでやはり考えていかなきゃいけないと今、委員長のお話もございました。もちろんご承知のように、国なりの制度が大枠固まっている中で、国の動きと平仄（ひょうそく）を合わせながらやっていく部分と、逆にやはり我々から、しっかりと分析をして提案していく部分とあるかと思っておりますので、そこをしっかりとやって参りたいと思います。